



資料2-1

島根原子力発電所 新規制基準適合性審査の状況等について

2024年3月
中国電力株式会社

1. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査状況

■ 島根2号機

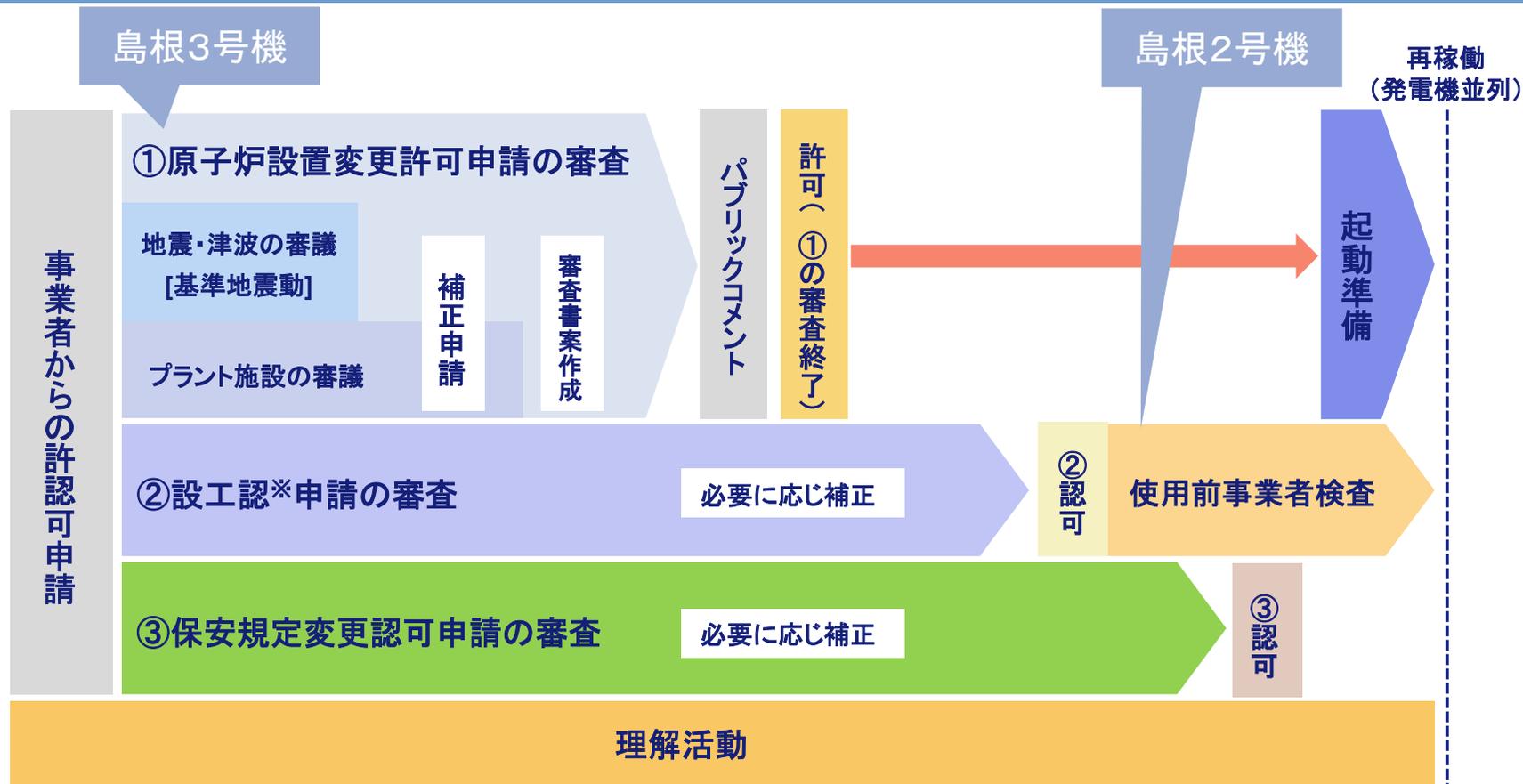
- 保安規定変更認可申請に係る審査が実施されています。
- 2024年2月末現在、ヒアリングは26回、審査会合は3回実施しています。
- 2023年9月11日、使用前確認申請を行って以降、適宜、原子力規制庁による確認を受けています。また、使用前事業者検査も現時点で懸念事項もなく、概ね計画どおりに進捗しています。
- 2023年12月21日、特定重大事故等対処施設に係る敷地の地質・地質構造の現地確認が原子力規制庁によって実施されました。

■ 島根3号機

- 2022年6月の補正以降、チャンネルボックス※の厚さ変更に伴う許認可解析への影響、使用する解析コードの適用性等についての審査を実施していましたが、この度、解析コードの審査は実質終了しました。
- 2024年1月10日、原子力規制委員会において、規制庁から「現時点においては、新たな論点はない」との報告がなされました。

※燃料集合体に取り付ける四角い筒状の金属製の覆いであり、燃料集合体内の冷却材流路を確保するとともに制御棒が移動する際のガイド機能を有するもの。

適合性審査の流れ



※ 設工認:「設計及び工事の方法その他の工事の計画」の認可。
 従来は「工事計画の認可」だったが、2020年4月の法令改正に伴い「設工認」に変更となった。
 島根2号機は法令改正前に申請していることから、本資料中は「工事計画の認可」として記載。

再稼働には、「①原子炉設置変更許可申請」の許可、「②設工認申請」の認可、および「③保安規定変更認可申請」の認可が必要となっています。

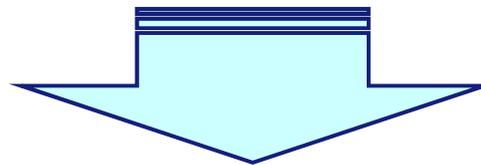
なお、現在は島根2号機の審査を優先して対応していますが、島根3号機の審査にも、遅滞なく対応していきます。

2. 廃止措置計画の変更に係る対応について

- 2023年8月8日、関係自治体に事前了解願いの提出等を行い、各議会および地域の皆さまへのご説明を実施してまいりました。
- 2023年10月以降、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市および境港市から事前了解および意見を受領しました。
- 2023年12月8日、島根1号機における廃止措置計画の変更について、島根県から事前了解を受領しました。これにより、すべての関係自治体から事前了解等をいただきました。



丸山県知事から事前了解を受領する中川社長



- 2023年12月11日、上記、事前了解を受領したことから、原子力規制委員会へ廃止措置変更認可申請書を提出しました。
- 2024年2月8日、審査会合が開催され、原子力規制庁から課題や懸念事項はなく、今後は事務局ベースでヒアリングを実施するとの見解が示されました。